平成２６年（フ）第１８０号
愛知県長久手市片平１丁目1003番地　ユニーブル長久手南テラス602号室
債務者　一柳　典夫
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３６号
埼玉県川口市大字神戸672番地の１　道合神戸住宅Ｃ708号
債務者　渡邉　豊秋
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神野　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
埼玉県行田市持田５丁目17番９号
債務者　佐藤　祐三
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３５号
岐阜県不破郡垂井町府中210番地の５
債務者　坂　　敏一
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
岐阜県不破郡垂井町府中210番地の５
債務者　坂　　實
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目10番13号
債務者　嶺井　政彦
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目10番13号
債務者　嶺井　智美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４号
奈良県香芝市下田西２丁目６番20―201号クレールシモダＢ、前住所奈良県香芝市畑３丁目802番地６
債務者　宮尾　広幸
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海　伸晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
鹿児島県枕崎市恵比須町192番地
債務者　神山　芳行
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３６号
鹿児島県枕崎市恵比須町192番地、住民票上の住所鹿児島県枕崎市中町72番地
債務者　神山　悟郎
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４号
島根県大田市大田町大田ロ997番地18
債務者　葉山　建雄
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第５号
大分県佐伯市蒲江大字西野浦1311番地、前住所東京都大田区北馬込２丁目45番５号　ヘーベルメゾン北馬込105
債務者　清水　真澄
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
埼玉県新座市西堀２丁目２番23号
債務者　立花留美子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
さいたま市大宮区上小町1025番地　カーザ・パウリスタ203、旧住所さいたま市西区大字西遊馬1836番地２　リバーサイド１―102
債務者　鈴木浩太郎
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
千葉県佐倉市西志津３丁目28番３号　ウイングＫＡＺＵ202
債務者　関　　実和
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４号
千葉県成田市三里塚御料１番地1030　サクラコーポＡ101号
債務者　原　総志郎
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６号
千葉県四街道市栗山1073番地17
債務者　星　　真希（旧姓藤枝・佐藤）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部